

(案)

教育センター産業廃棄物収集運搬処理業務 委託仕様書

1 目的

排出事業者 堺市（以下「発注者」という。）と廃棄物収集運搬処分業者である。

（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場 堺市中区深井清水町 1426 番地から排出される産業廃棄物の処分を次のとおり実施する。

2 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

3 委託業務名称

教育センター産業廃棄物収集運搬処理業務

4 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

[産業廃棄物収集運搬業]	[産業廃棄物処分業]
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号	許可番号

5 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類： 金属製品・小型家電類・小型家具ほか付属品等

数量： プリンター約 台・プロジェクター約 台・机・椅子ほか

6 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

7 処分または再生場所 方法及び能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分または再生する。

- ・事業場の名称 : _____
- ・所在地 : _____
- ・処分または再生の方法 : _____
- ・施設の処理能力 : _____

8 産業廃棄物の再生（予定）は、別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

9 産業廃棄物の最終処分（予定）は、別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

10 委託契約の有効期間

契約締結日から令和3年8月31日まで

11 発注者が受注者に支払う料金

金額 ¥ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)

12 受注者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替えまたは保管については、

■行わない。

- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確實に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確實に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該委託契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

13 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

整理に伴う廃棄物で有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
なし

ハ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項
なし

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1) 廃パーソナルコンピュータ、(2) 廃ユニット形エアコンディショナー、(3) 廃テレビジョン受信機、(4) 廃電子レンジ、(5) 廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機

なし

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

なし

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
なし

14 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

処理は 1 回のみであるため変更なし

15 受託業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、法令に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）で代えることができる。

16 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発

注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

17 収集に関する注意事項

収集運搬許可車両による運搬日については事前に堺市と協議すること。

※履行場所への進入路については車両高さ制限（2 m）がある。

18 その他

本仕様書について、疑義のある場合は教育センター・企画相談課に照会すること。

教育センター・企画相談課 （072-270-8120）